

## 運営審議会諮問事項調書 3

## 目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記録名	診療報酬明細書 (区民部国保年金課保有)
	項 目	氏名、性別、年齢、生年月日、傷病名・傷病歴、心身の障 害の有無・程度、診断結果、診療内容・点数
目的外利用する 業務・事業の名称	多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業	
目的外利用の 必 要 性	後期高齢者医療被保険者の中から多剤服薬者を抽出し、服薬指導を行 うため、診療報酬明細書を目的外利用する必要がある。	
目的外利用の方法	電子媒体による提供	
本 人 通 知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由) 全被保険者がレセプト分析の対象者となるが、対象者が多く、通 知に要する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略す る。ただし、レセプト分析により抽出された事業案内の送付対象者 (約500~600人)については、目的外利用した旨を本人に通 知する。	
備 考		